

浜松市告示 第 5 0 6 号

下記の者に係る書類については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は、浜松市役所元目分庁舎（収納対策課）に保管してあるので、申し出により、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 7 日

浜松市長 中野 祐介

記

氏名	タカギ ノリヨシ
----	----------

以上